

鳥取市多面的機能支払交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市多面的機能支払交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、市内の農地、農業用施設や農村環境について、地域ぐるみでの共同活動による良好な保全と質的向上を図ることで維持発揮される多面的機能や地域振興、担い手農家への農地集積に資することを目的として交付する。

(交付金の交付)

第3条 市は、前条の目的の達成に資するため、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金実施要綱」という。）、多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長通知。以下「交付金実施要領」という。）及び多面的機能支払交付金交付要綱（平成26年4月1日付け25農振第2253号農林水産事務次官依命通知）に基づいて別表1の第1欄に掲げる事業を行う広域活動組織又は活動組織（以下「対象組織」という。）に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

2 本交付金の額は、次に掲げるとおりとし、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（別表1の第3欄に掲げる経費（以下「交付対象経費」という。）に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額しなければならない。

(1) 別表1の第1項第1欄に掲げる事業にあつては、別表2の第2欄に定める地目別の交付単価に当該対象農用地の面積を乗じて得た額に、別表1の第1項第4欄に定める率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じる場合は端数を切上げた額）の合計額以下とする。

なお、上記合計額について小規模集落が保全管理する区域内の農用地を既存対象組織が新たに対象農用地として取り込む場合は、活動期間中に限り、この対象（小規模集落）農地面積に別表2の第5欄に定める地目別の交付単価を乗じて得た額に、別表1の第1項第4欄に定める率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じる場合は端数を切上げた額）を加算した合計額以下とする。ただし、この加算する額は、1小規模集落当たりの交付額は20万円／年、1対象組織当たりの交付額は40万円／年を上限とする。

(2) 別表1の第2項第1欄に掲げる事業にあつては、次のとおりとする。

ア 地域資源の質的向上を図る共同活動

別表 2 の第 3 欄に定める地目別の交付単価に当該対象農地面積を乗じて得た額に、別表 1 の第 2 項第 4 欄に定める率を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じる場合は端数を切上げた額）の合計額以下とする。

なお、上記合計額について、多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が交付金実施要領別記 1－2 第 3 の 2（3）に定める多面的機能の増進を図る活動の取組から新たに取組を選択し、1 取組以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が交付金実施要領別記 1－2 第 3 の 2（3）に定める多面的機能の増進を図る活動の取組（ただし、広報活動を除く。）から 2 取組以上取り組む場合に、活動期間中に限り、別表 2 の第 6 欄に定める地目別の交付単価に対象農地面積を乗じて得た額に、別表 1 の第 2 項第 4 欄に定める率を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じる場合は端数を切上げた額）を加算した合計額以下とする。

また、上記合計額の支援を受ける対象組織で、構成員のうち農業者以外の者が 4 割以上を占め、かつ、活動に参加する構成員の個人及び団体を構成する者の合計のうち 8 割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合に、活動期間中に限り、別表 2 の第 7 欄に定める地目別の交付単価に対象農地面積を乗じて得た額に、別表 1 の第 2 項第 4 欄に定める率を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じる場合は端数を切上げた額）を上記合計額に加算した合計額以下とする。

さらに、活動期間中に（ア）の合計額の交付を受ける田面積全体のうち 5 割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調整するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（対象面積は当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体とする）、別表 2 の第 8 欄に定める田の交付単価に対象農地面積を乗じて得た額に別表 1 の第 4 欄の 2 に定める交付率を乗じて得た額を上記合計額に加算した合計額以下とする。ただし、広域活動組織にあっては、当該活動を実施する集落ごとに、（ア）の交付を受ける集落内の田面積全体のうち 5 割以上において、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調整するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行う場合（対象面積は当該活動を実施する各集落の対象農用地面積のうち田面積全体とする）とする。

イ 施設の長寿命化のための活動

別表 2 の第 4 欄に定める地目別の交付単価に当該対象農地面積を乗じて得た額に、別表 1 の第 2 項第 4 欄に定める率を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じる場合は端数を切上げた額）の合計額以下とする。ただし、交付金実施要綱別紙 5 の第 3 に定める要件を満たさない活動組織の場合は、当該金額又は保全管理する区域内に存在する集落数に 2 0 0 万円を乗じて得た額のいずれか小さい額とする。

ウ 組織の広域化・体制強化

別表 3 の第 2 欄に定める規模要件別の交付単価に、同表の第 3 欄に定める率を乗じて得た額以下とする。

3 前項第 2 号ウの対象となる組織は、次のとおりとする。

- (1) 交付金実施要綱別紙 5 及び交付金実施要領第 4 に基づき設置された広域活動組織
- (2) 前号に準じて設置された規模要件が 200ha 未満（中山間地にあつては 50ha 未満）の広域活動組織で市長が認定したもの

（経費の流用）

第 4 条 交付対象経費は、交付金実施要綱別紙 1 の第 5 の 2 又は別紙 2 の第 5 の 2 に基づく活動計画書に定められた活動を実施する場合に限り、別表 1 の第 1 項第 3 欄又は同表の第 2 項第 3 欄アに掲げる経費の間において相互に流用し、又はこれらの経費から同欄イに掲げる経費へ流用することができる。

（交付申請の時期等）

第 5 条 本交付金の交付申請は、市長が別に定める日までに、別表 1 の第 1 欄に定める事業ごとに行わなければならない。

- 2 規則第 4 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。
- 3 本交付金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第 6 条 本交付金の交付決定は、交付申請を受けた日から、原則として 30 日以内に行うものとする。

- 2 市長は、前条第 3 項の規定による申請を受けたときは、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本交付金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第 7 条 規則第 9 条第 1 項の市長が別に定める軽微な変更は、別表 1 の第 5 欄に掲げるものの以外の変更とする。

- 2 前条第 1 項の規定は、変更等の承認について準用する。

（交付事業の着手）

第 8 条 対象事業に着手した時は、規則第 10 条第 1 項第 3 号の市長が別に定める場合に該当し、着手届は要しないものとする。

（交付金の概算払）

第9条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本交付金は、概算払により交付するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から速やかに行わなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。また、同条第3号に掲げる書類は、交付金実施要領第1の8及び第2の9の規定に基づく様式第1－8号によるものとする。

3 本交付金の交付を受ける者（以下「交付事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、交付対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 交付事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(財産処分の承認)

第11条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

2 規則第16条第4号の財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

(提出書類の部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により交付事業者が市長に提出する書類は、1部とする。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年9月11日から施行する。

(鳥取市農地・水保全管理支払交付金交付要綱の廃止)

2 この要綱の制定に伴い、鳥取市農地・水保全管理支払交付金交付要綱（平成24年8月1日制定）は廃止する。

(経過措置)

- 3 前項の規定による廃止前の鳥取市農地・水保全管理支払交付金交付要綱に基づいて平成25年度までに交付された交付金に係る報告、返還及び証拠書類の保管に関しては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年8月18日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月23日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月3日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度事業から適用する。

年度 事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業の内容

区 分	対象農用地面積 (a)	交付額 (円)
田		
畑		
草地		
計		

注：実施要綱別紙 1 の第 7 及び別紙 2 の第 7 の規定に基づく交付額の合計を記載する。

3 経費の配分

区 分	交付額 (円)	交 付 金 内 訳 (円)			
		農地維持支払 交付金	資源向上支払 交付金(共同)	資源向上支払 交付金(長寿 命化)	資源向上支払 交付金(広域 化)
鳥取市多面的機 能支払交付金					
合 計					

4 完了予定（又は完了）年月日

5 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

※消費税の取扱いについて「一般課税事業者」、「簡易課税事業者」、「免税事業者」のいずれかに○をしてください。

様式第 2 号（第 5 条、第 1 0 条関係）

年度 事業収支予算書（決算書）

1 収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 又は 本年度決算額	前年度予算額 又は 本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
農地維持支払交付金					
資源向上支払交付金(共同)					
資源向上支払交付金(長寿命化)					
資源向上支払交付金(広域化)					
合 計					

2 支出の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 又は 本年度決算額	前年度予算額 又は 本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
農地維持支払交付金					
資源向上支払交付金(共同)					
資源向上支払交付金(長寿命化)					
資源向上支払交付金(広域化)					
合 計					

仕入控除税額確定報告書

年 月 日

鳥取市長 様

住 所
氏 名

年 月 日付け 第〇〇号により交付決定通知があった鳥取市多面的機能支払交付金交付要綱第 1 0 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取市補助金等交付規則第 1 2 条の 2 に基づく確定額
(年 月 日付け第 号による額の確定通知額)

金 円
- 2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定交付控除税額）

金 円
- 3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額

金 円
- 4 要補助金返還相当額（3－2）

金 円

※参考となる資料を添付すること。

別表 1（第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 7 条関係）

1 対象事業	2 交付事業者	3 交付対象経費	4 交付率	5 重要な変更
1 農地維持 支払交付金	対象組織	交付金実施要綱別紙 1 の規定に基づき、対象組織の代表と市長との間で締結される協定により 5 年間以上継続して行われる対象活動を行う対象組織が活動を実施するために要する経費	10 割	ア 様式第 1 号の 2 の交付額の増減 イ 本交付金交付額と次項の交付金交付額との相互間における 3 割を超える額の増減
2 資源向上 支払交付金	対象組織	交付金実施要綱別紙 2 の規定に基づき行われる、次のいずれかに掲げる活動に取り組む対象組織が活動を実施するために要する経費 ア 地域資源の質的向上を図る共同活動 イ 施設の長寿命化のための活動 ウ 組織の広域化・体制強化	10 割	ア 様式第 1 号の 2 の交付額の増減 イ 本交付金交付額と前項の交付金交付額との相互間における 3 割を超える額の増減

別表 2（第 3 条関係）
【地目別交付単価（上限）】

（単位：円／10 アール）

1 地目	2 交付単価 1	3 交付単価 2	4 交付単価 3	5 交付単価 4	6 交付単価 5	7 交付単価 6	8 交付単価 7
田	3, 0 0 0	2, 4 0 0	4, 4 0 0	1, 0 0 0	4 0 0	4 0 0	4 0 0
畑	2, 0 0 0	1, 4 4 0	2, 0 0 0	6 0 0	2 4 0	2 4 0	2 4 0
草地	2 5 0	2 4 0	4 0 0	8 0	4 0	4 0	4 0

備考

ア 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）のうち、市から認定を受け、又は市と締結した協定に、協定の対象となる資源として位置付けられた農用地であって、共同活動又は地域資源の質的向上を図る共同活動を 5 年間以上実施した農用地又は施設の長寿命化のための活動に取り組んでいる対象農用地であるものについては、別表 2 の第 3 欄に掲げる額に 0. 7 5 を乗じて得た額を交付単価とする。

イ 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）のうち多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合は、当該支払の交付単価に 5 / 6 を乗じて得た額を交付単価とする。

ウ 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）のうち、交付金実施要綱別紙 5 の第 3 に定める要件を満たさず、かつ、直営施工を実施しない活動組織については、別表 2 の第 4 欄に掲げる額に 5 / 6 を乗じて得た額を交付単価とする。

別表 3（第 3 条関係）

1 平地
【交付単価】

（単位：円／組織）

1 規模要件	2 交付単価	3 交付率	4 事業期間
5 0 ha 未満	0 円	1 0 割	5 か年
5 0 ha 以上 1 0 0 ha 未満	2 万円	1 0 割	5 か年
1 0 0 ha 以上 1 5 0 ha 未満	4 万円	1 0 割	5 か年
1 5 0 ha 以上 2 0 0 ha 未満	6 万円	1 0 割	5 か年
2 0 0 ha 以上 1, 0 0 0 ha 未満又は特定非営利活動法人	8 万円	1 0 割	5 か年
1, 0 0 0 ha 以上	1 6 万円	1 0 割	5 か年

2 中山間地
【交付単価】

（単位：円／組織）

1 規模要件	2 交付単価	3 交付率	4 事業期間
2 5 ha 未満	1 万円	1 0 割	5 か年
2 5 ha 以上 5 0 ha 未満	2 万円	1 0 割	5 か年
5 0 ha 以上 7 5 ha 未満	4 万円	1 0 割	5 か年
7 5 ha 以上 1 0 0 ha 未満	5 万円	1 0 割	5 か年
1 0 0 ha 以上 2 0 0 ha 未満	6 万円	1 0 割	5 か年
2 0 0 ha 以上 1, 0 0 0 ha 未満又は特定非営利活動法人	8 万円	1 0 割	5 か年
1, 0 0 0 ha 以上	1 6 万円	1 0 割	5 か年
協定に参加する集落が 3 集落以上の範囲で協定の対象とする区域	4 万円	1 0 割	5 か年